

日本獣医がん学会 第4回 理事・評議員合同会議 議事録

日時：2012年7月8日（日）12:20-13:20

場所：麻布大学8号館5階 8502講義室

参加者：会長1名、副会長3名、監査2名、理事17名、評議員39名

稟議した内容は以下に記し、その概要を転記した。

議題：

【報告事項】

1. 事業報告：会長

1) 会員数（2012年3月31日現在）

正会員：1898名 準会員：27名 名誉会員：1名 会員合計：1926名

賛助会員：13社

2) 第5・6回学会報告

・第5回学会

正会員：463名 準会員：2名 非会員：25名 学生：71名

講師他：88名 関係者：42名 参加者合計：691名

・第6回学会

正会員：359名 準会員：2名 非会員：33名 学生：6名

講師他：66名 関係者：21名 参加者合計：487名

2. 各委員会・部会報告

<学会運営に関する委員会>

1) 学会企画委員会：川村委員長

(1) 今学会の参加者は昨日の時点で479名であった。

2) 学会雑誌編集委員会：藤田委員長

(1) 年内に2冊の雑誌の発行が可能である。

(2) J-stageのフォーマットが変更となった。

(3) 新審査読者として森先生に依頼し承諾された。

(4) 新1種認定医にも査読者になっていただけるか確認している。

(5) 雑誌の認知度が低いため、Joncol やメール配信でPRしてよいか審議していただきたい。

3) 認定医認定委員会：石田委員長

(1) 本日開催、2種試験、1種一次試験が行われる。

(2) 2012年10月8日に麻布大学にて1種二次試験が行われる。

(3) 収支報告、予算案について、今年度は300万円の予算を本会から収入として計上することとなった。

(4) 2種試験用のテキストは今回の試験に間に合うように発行する予定であったが、より良いものを作ろうという観点から、発行が遅れてしまった。現在原稿は入校済みで、数ヶ月以内に発行予定。

(5) 新認定委員長の選出は現認定委員長に一任されることとなった。

4) 専門医制度実行委員会：南委員長

(1) 昨日は会議を開催しなかった。特に報告事項はなし。

5) JONCOL 編集委員会：児玉委員長

(1) 13号が校正中で9月3日に発行予定であった。

< 学術部会 >

1) 外科部会：廉澤部会長

(1) 昨日会議を開いた。今回の症例報告のトピックの反省と次回以降の内容の検討を行った。

(2) 2種試験用のテキストについて教科書について話し合った。

2) 放射線療法部会：高橋副部会長

(1) 昨日は会議を開催しなかった。特に報告事項はなし。

3) 内科部会：下田部会長

(1) 昨日、次回の症例検討会のテーマについての会議を行った。次回は「リンパ腫における貧血について」というテーマで検討会を行う。

4) 臨床研究部会：南副会長

(1) 乳腺腫瘍の統計について、あまりデータが集まっていないので、次の執行部に継続するか判断していただきたい。

(2) イヌのリンパ腫の無治療についてというテーマで部会を開催したかったが、症例が集まらず開催できなかった。

(3) 半日くらいの枠をとって統計の発表をし、優秀な発表者にはアワードの授与などをしたかったが、企画書などの作成ができずに開催できなかった。

5) 国際情報部会：南副会長

(1) 2020年のワールド・ベテリナリー・カンファレンスを日本に誘致すべく活動を行っている。

6) 病理部会：鈴木部会長

(1) メール会議をおこなっていた。

(2) 獣医病理学会・理事、日本腫瘍診断基準策定委員長である、摂南大学の尾崎先生よりお願いがあり、病理部会に参加している病理の先生の中で、ヒトと同様に日本独自の診断基準を策定したいとのこと。

7) 渉外・広報担当：杉山評議員

(1) 本年2月の日本獣医学アカデミーで講演を行った。また来年のプログラムにも参加予定。

(2) 日本獣医臨床フォーラムの9月の年次大会の講演予定。

4. 会長選挙報告：信田会長

(1) 本年、学会会則、会長選挙細則第6条に則って、選挙をおこなった。評議員の選挙有権者数75名、有効投票数65名。結果は、石田先生39票、藤田先生26票であった。

5. その他

なし

6. 審議事項

1) 2011年度日本獣医がん学会収支決算報告：井上会計監事：資料1

2) 2011年度日本獣医がん学会：会計監査報告と承認：堀会計監査

→ 1), 2) とともに承認された。

3) 2012年度予算案の承認：会長：資料2

(1) 認定委員会にこれまでの200万円から300万円へ、予算を増やした。

(2) オーナー向けのHP作成の予算として150万円の費用を計上したい。

→ 承認された。

4) 次期会長の承認：信田会長

- (1) 次期会長に石田現副会長が就任する。  
→ 承認された。
- 5) 次期副会長の承認：石田次期会長
- (1) 次期副会長に藤田現副会長、杉山評議員をお願いしたい。  
→ 承認された。
- 6) 獣医腫瘍科認定医認定委員会議案：石田先生：資料3
- (1) 以前承認得ているが、資料3のように、1種認定医の更新条件、2種試験の受験資格である受講印の有効期限について改訂をおこないたい。認定医規定・細則の変更が必要である。
- (2) 理事会・評議会、総会での承認が必要である。
- (3) 質問事項
- ・藤田副会長：更新のチェックは誰がやるのか。認定委員会の中だけではチェックが甘くなってしまうのではないかとの懸念がある。
  - ・石田認定委員長：会長直属のチェック委員を作って管理する。
- (4) 質問事項
- ・廉澤先生：(3)の論文投稿は(2)の論文投稿とは別に必要だと思うが、もう少し明記した方が良いのではないか。
  - ・石田認定委員長：認定委員会の中でそのようなコンセンサスを持っていけば、問題がないと考えている。  
→ 承認された。
- 7) 第8回日本獣医がん学会開催の承認：川村企画委員長
- (1) 2013年1月26・27日 麻布大学にて開催
- (2) テーマ：脾臓腫瘍 招待予定講師：Dr. オグルビー か Dr. ムーア  
→ 承認された。
- 8) 次期執行部への移行手続き（案）：信田会長
- (1) ①次期会長・次期副会長は2013年1月の臨時総会までに、2013年度予算案、第9回・10回学会案などを作成する。
- ②第9回の学会は会場の都合にもよるが、2013年7月6・7日の予定で行う。
- (2) 2012年10月末に次期評議員選挙実施。
- ①立候補制にする。全会員の投票により選挙で選出する。
- (3) 2012年11月末に次期理事選挙実施。

①評議員当選者の中から立候補制で行う。評議員当選者全員の投票による選挙で選出する。

(4) 2013年1月臨時総会：次期執行部承認。

(5) 2013年4月：新執行部に移行。

→ 承認された。

9) その他：信田会長

(1) Joncol No.13号の発行を遅らせてよいかどうか。Dr. Rungeの抄録・スライドを日本語訳にしたものを掲載したいため。

→ 承認された。

(2) 雑誌編集委員長の藤田先生より：学会雑誌の認知度が低いと考えられる。Joncol や学会上、事務局からのメール配信などでPRをしていきたい。できればJoncolの紙面上に、タイトルとサマリーの掲載をお願いしたい。

→ 承認された。

(3) 南副会長：日本で米国の腫瘍専門医を持っている先生は2名いる。しかし、当学会では認定医という名称は認定しているが、専門医という名称は認定していない。見かけたら、事務局に連絡し修正を促した方がいいのではないか。

信田会長：当学会の認定医について、専門医という記載があった場合には、事務局から連絡をして修正をお願いする。ただし、認定医ではない場合には当学会では指摘することができない。認定医が専門医との記述があった場合には、会員から事務局に連絡をしていただき、事務局から修正をお願いすることとする。

以上

文責：保坂創史（学会役職：評議員）

資料1 2011年度日本獣医がん学会収支決算（単位：円）

収入の部		
	金額（円）	
当期年会費	19,705,000	
認定委員会	3,073,500	
第5・6回学会	13,251,000	
預金利息	8,077	
前年度未収分会費・その他	398,295	
今年度小計	36,435,872	
前年度からの繰越金	39,074,606	
総計	75,510,478	(a)
支出の部		
会誌発行費	1,070,876	
第5・6回学会	12,137,445	
認定委員会	1,599,316	
Joncol 作成費	4,707,500	
制作費	5,631,000	会員管理システム、英語HP等
会員管理システム初期費用	123,900	
会員管理システム維持費用	204,750	
備品費	108,800	事務局 PC 一台
事務委託費	2,670,905	
消耗品費	702,498	
手数料	410,811	
通信費	189,532	電話・サーバー代等
荷造送料	696,350	
旅費交通費	1,300	
会議費	6,220	
その他	46,665	
総計	30,307,868	(b)
次年度繰越金	(a) - (b) =	(c)
		45,202,610

## 資料2 2012年度予算案

2012年度日本獣医がん学会予算案			
	金額 (円)	明細金額 (円)	備考
収入合計	37,000,000		
前年度からの繰り越し金	45,202,610		
総計	82,202,610		(a)
支出の部			
会誌発行費	2,500,000		
第7・8回学会	23,000,000		会場変更の予備予算 付加
認定委員会	3,000,000		
Joncol 作成費	5,500,000		
印刷物制作費	650,000		会員お知らせ・名刺等
事務委託費	3,300,000		
オーナー向け HP 制作費	1,500,000		
会員管理システム維持費用	250,000		
消耗品費	800,000		
手数料	450,000		
通信費	250,000		電話・サーバー代等
荷造送料	700,000		
旅費交通費	300,000		
会議費	200,000		
備品費	600,000		PC 等
その他	700,000		HP 管理・印刷等
支出合計	43,700,000		(b)
次年度繰り越し金	38,502,610		(a)-(b)

資料3 認定医制度規程一部改定に関する要綱(案)

認定医のレベルの維持・更なる向上を目的として、認定委員会において以下の2点を決議した。

1. 認定医Ⅰ種資格者の資格更新条件に論文投稿の義務を新規に追加する。
  - (1) 資格有効期限内の4年間に1編以上の論文を雑誌に投稿する。
  - (2) 論文は本人が筆頭著者の学術論文とする。
  - (3) 雑誌は査読付きの学術雑誌とする。
2. 認定医Ⅱ種を受験するための認定医Ⅱ種講習会の受講証明の有効期限を8年間とする。
  - (1) 受験しようとする年の8年前の1月までを有効とする。

それに伴い認定医制度規程(細則を含む)の一部を改定する(別表参照)。改正日は2012年7月8日(総会承認日)とし、施行日を2013年4月1日とすること、及び、施行前に認定医Ⅰ種・Ⅱ種資格を取得した者にも適応されることを明記するために附則を追加する。

認定医制度規程一部改定に関する要綱(案):表

認定医I種資格更新条件の新規追加について

改定案	現行
<p>認定医制度規程第8条(5):細則 日本獣医がん学会獣医腫瘍科認定医資格の有効期限・更新・失効</p> <p>2. 更新条件 (1) 有効期限内の4年間に8回開催される本学会に4回以上出席し所定の教育プログラムを受講する。 (2) 上記の出席・受講回数に満たない場合、本学会発表または本学会雑誌投稿1回を学会出席・受講1回分とみなす。 (3) 認定医I種資格者においては上記とは別に有効期限内の4年間に1編以上の論文を雑誌に投稿する。</p> <p>認定医制度規程第8条(5):細則 2. 更新条件(3)について 1. 論文は認定医I種資格者本人が筆頭著者となっている学術論文とする。 2. 雑誌はいわゆる査読付きの学術雑誌とする。</p>	<p>認定医制度規程第8条(5):細則 日本獣医がん学会獣医腫瘍科認定医資格の有効期限・更新・失効</p> <p>2. 更新条件 (1) 有効期限内の4年間に8回開催される本学会に4回以上出席し所定の教育プログラムを受講する。 (2) 上記の出席・受講回数に満たない場合、本学会発表または本学会雑誌投稿1回を学会出席・受講1回分とみなす。 追加</p> <p>追加</p>

認定医II種講習受講証明の有効期限について

改定案	現行
<p>第5条 認定条件 (1) 学会の会員で獣医師免許を有する者 (2) 認定医I種:認定委員会が行う口述・実技試験等(模範症例の診断・治療)に合格した者 受験資格:認定医II種資格を有する者 (3) 認定医II種:以下のいずれかに該当する者 イ. 認定委員会で推薦され、所定の審査に合格した者 ロ. 認定医II種試験(筆記試験)に合格した者 受験資格:認定制度で定めた所定の認定医II種講習会を受講した者 (受講印の有効期限は別途定める)</p> <p>認定医制度規程第5条(3)ロ:追加 (認定医II種講習会受講済印の有効期限) 1. 認定医II種講習会を受講した者には、獣医腫瘍科認定医手帳に受講済印を捺印する。 2. 受講済印には有効期限を捺印する。 3. 受講済印は受験しようとする年から8年前の1月までを有効とする。</p>	<p>第5条 認定条件 (1) 学会の会員で獣医師免許を有する者 (2) 認定医I種:認定委員会が行う口述・実技試験等(模範症例の診断・治療)に合格した者 受験資格:認定医II種資格を有する者 (3) 認定医II種:以下のいずれかに該当する者 イ. 認定委員会で推薦され、所定の審査に合格した者 ロ. 認定医II種試験(筆記試験)に合格した者 受験資格:認定制度で定めた所定の認定医II種講習会を受講した者 追加</p> <p>追加</p>

全体について

改定案	現行
<p>附則 この規程は2009年4月1日から施行する。 この規定は2012年7月8日に改定し、改定された規定は2013年4月1日から施行する。 2013年3月31日までに認定医I種・II種資格を取得した者についても遡及される。</p>	<p>附則 この規程は2009年4月1日から施行する。 追加</p>